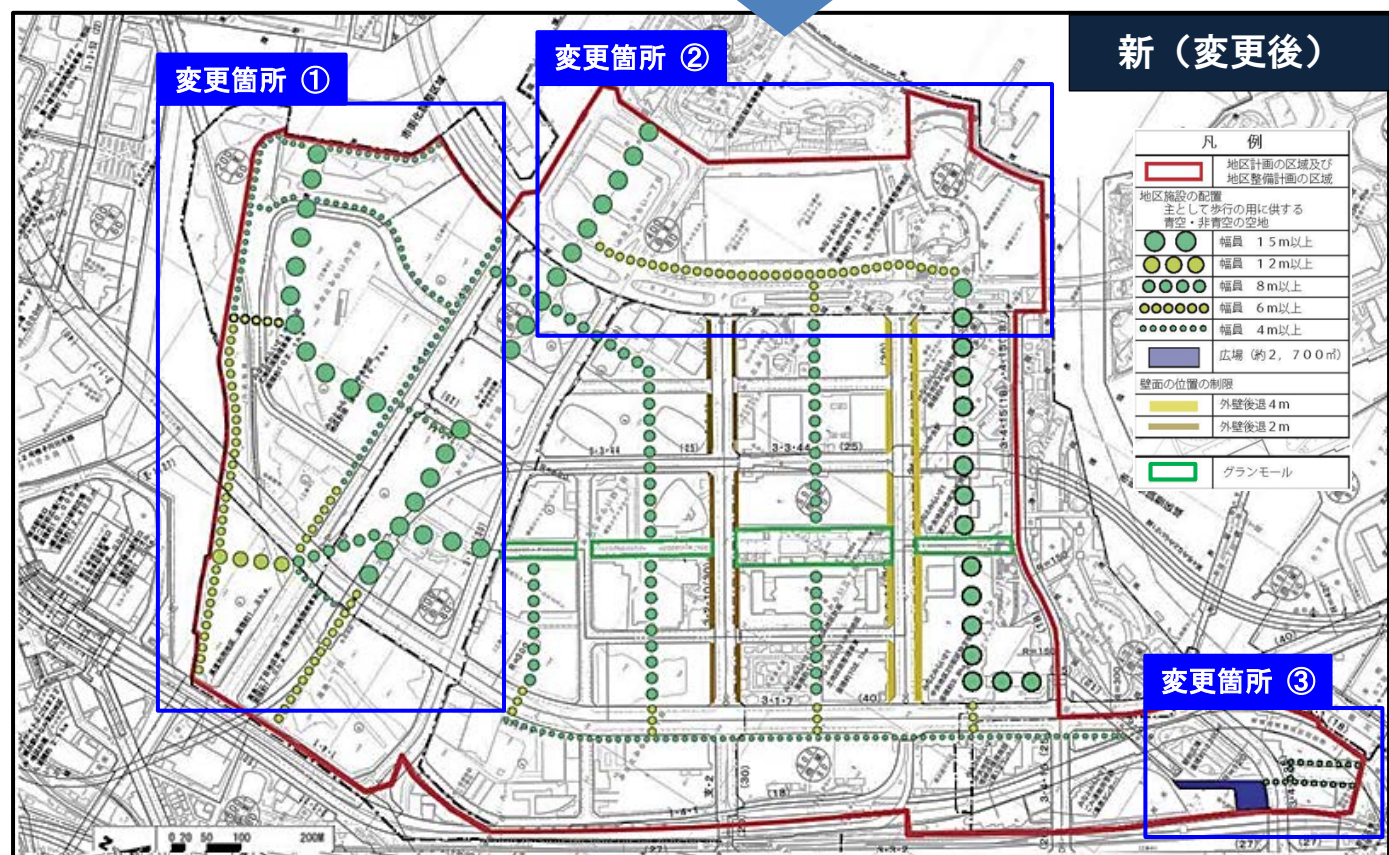
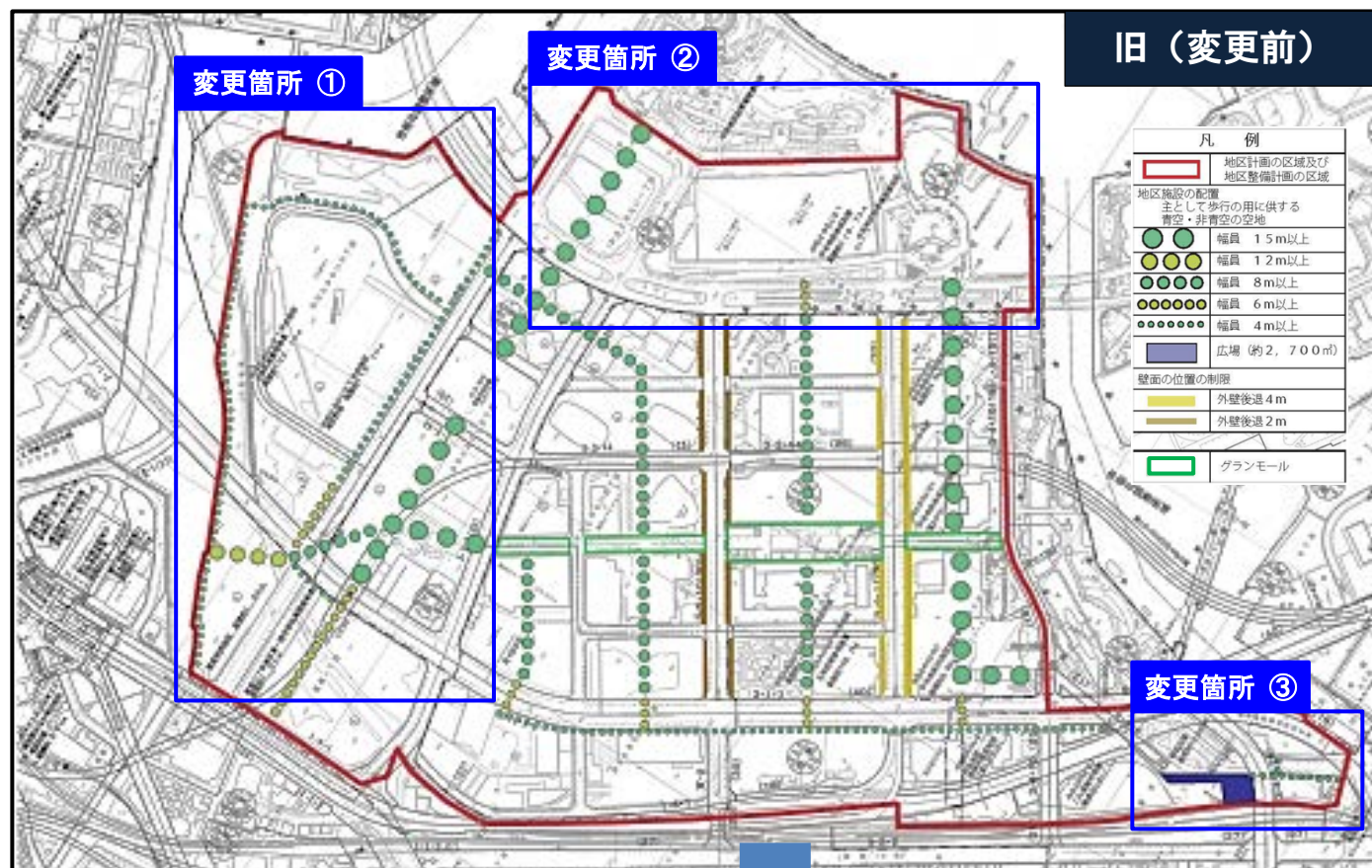
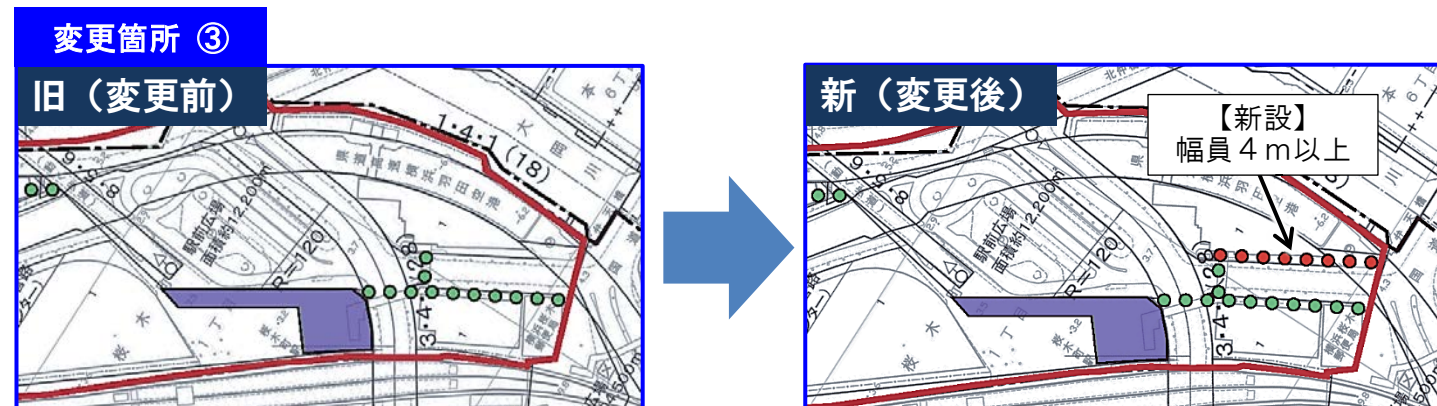
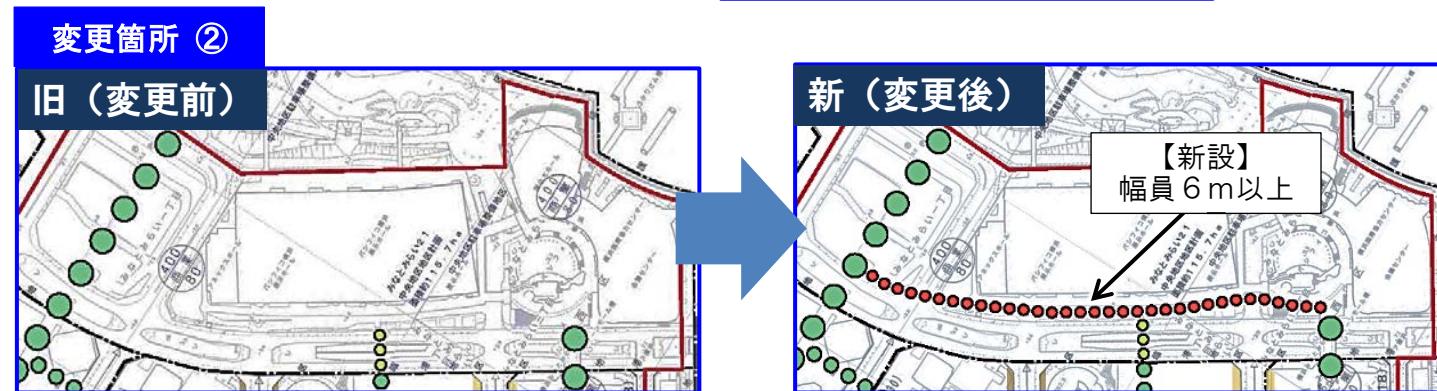
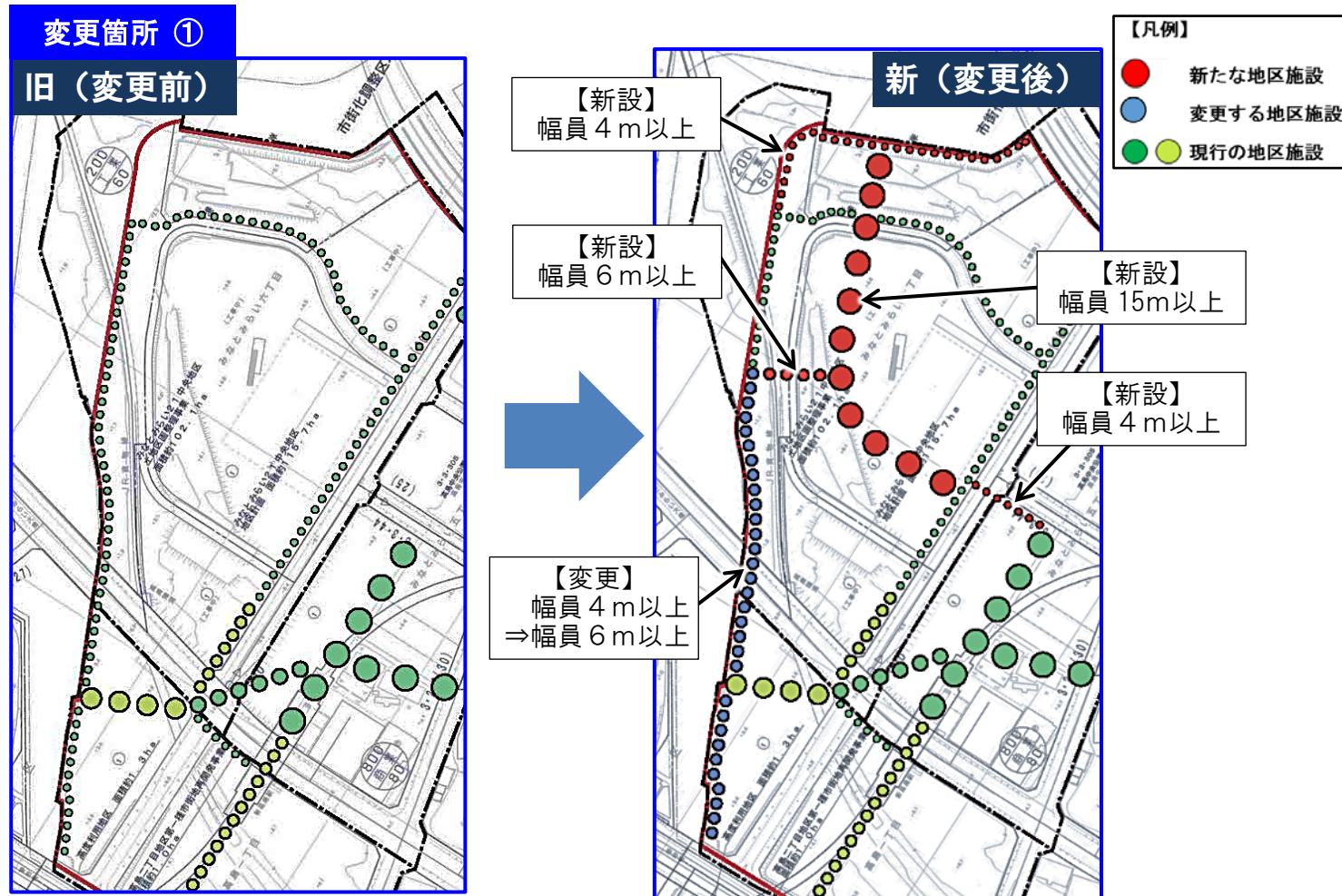


1 地区計画の変更の概要（地区施設）



2 新旧対照図（地区施設拡大図）



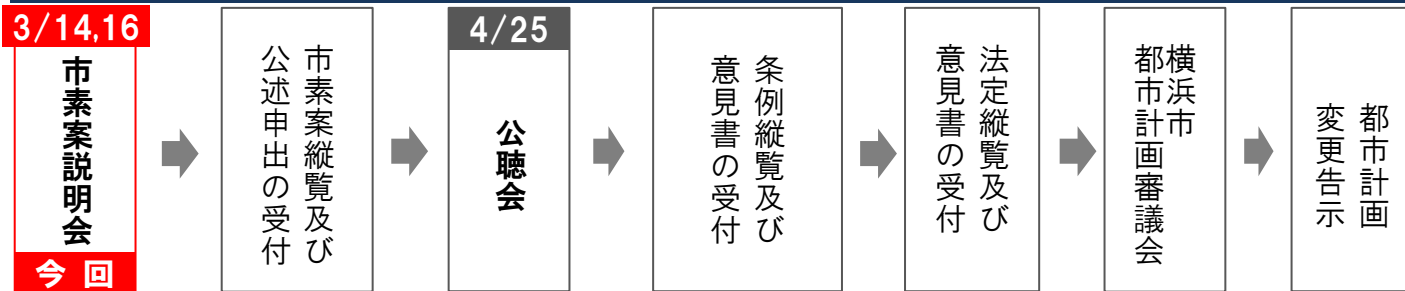
3 地区計画の変更の概要等（計画書）

名称	みなとみらい21中央地区地区計画
位置	西区高島一丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目並びに中区内田町及び桜木町地内
面積	約 115.7ha

＜変更内容＞ ※下線部分 が変更部分		旧（変更前）	新（変更後）
方区域の整備、開発及び保全の方針	建築物等の整備の方針	4 都市環境及び都市防災に配慮した建築計画 (1) (略) (2) 地域冷暖房 <u>及び真空集じんシステム</u> の導入に配慮した建築計画とする。 (3) (略)	4 都市環境及び都市防災に配慮した建築計画 (1) (略) (2) 地域冷暖房の導入に配慮した建築計画とする。 (3) (略)
		地区施設配置及び規模	幅員 15m以上 延長 約 1,500m 幅員 12m以上 延長 約 120m 幅員 8m以上 延長 約 1,550m 幅員 6m以上 延長 約 610m 幅員 4m以上 延長 約 2,620m

【関係法令の改正に伴う所要の改正】
 建築基準法施行令の一部改正により引用条項の条ずれが生じたため、「建築物等の用途の制限」において当該条文を引用している部分を改正します。
 (旧) 建築基準法施行令第130条の9の3 → (新) 建築基準法施行令第130条の9の5

今後の都市計画手続の流れ



お問合せ先

◆都市計画の内容に関すること	横浜市都市整備局みなとみらい21推進課 TEL 045-671-3612、3516 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階
◆都市計画手続に関すること	横浜市建築局都市計画課 TEL 045-671-2657 〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地の1 JNビル14階 ※都市計画課ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/ 横浜市 都市計画 で検索

横浜市からのお知らせ



都市計画市素案説明会のお知らせ

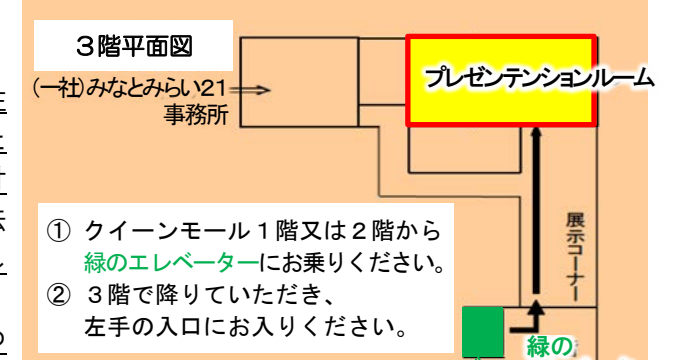
～みなとみらい21中央地区地区計画の都市計画変更について～

みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にあり、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区として、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っています。特に当地区の景観は、横浜の代表的な景観の一つとして市民に広く親しまれ、この景観形成については、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されている歩行者空間ネットワーク沿いで連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行者空間の形成を進めています。

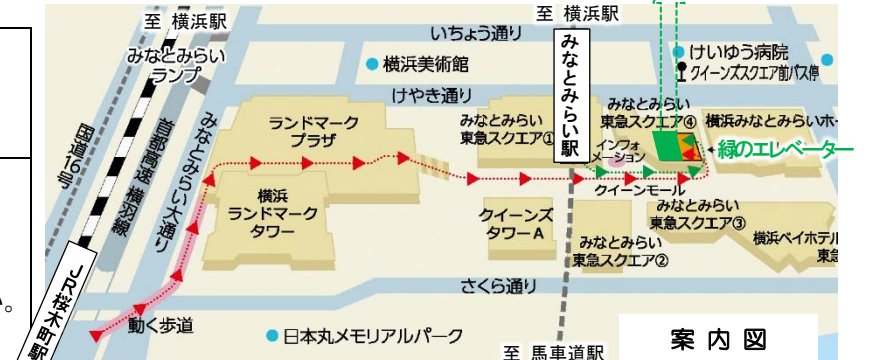
近年地区内では、MICE、観光・エンターテインメント等の街区開発や、地区に隣接する北仲通地区でも、新市庁舎を始めとした開発が進んでいることから、今後より一層の来街者の増加が見込まれます。

こうしたことから、地区内の歩行者経路の分散化や回遊性の向上などを図る「安全で快適な歩行者空間」を将来にわたり担保させるため、地区計画において地区施設として位置付けている「歩行者ネットワーク」を変更し、あわせて関係法令の改正に伴う所要の改正等を行う都市計画市素案を作成しました。

つきましては、都市計画市素案の内容や今後の手続きについて説明会を開催します。



日時	平成31年3月14日（木）午後7時開始 平成31年3月16日（土）午後1時開始 ※両日とも同じ内容となります。
会場	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム (クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階) ※申込不要。当日、直接会場へお越しください。 ※駐車場はございません。



都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

期間	平成31年3月15日（金）から平成31年3月29日（金）まで（土・日・祝日は除く）
縦覧（閲覧）場所	横浜市建築局都市計画課（受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで） ※西区役所区政推進課で都市計画市素案の写しを閲覧できます。 （受付時間 午前8時45分から午後5時まで） ※都市計画課ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
公述申出	縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は公述の申出ができます。※ 公述申出書は、平成31年3月29日（金）必着で、都市計画課へ郵送又は持参してください。 また、都市計画課ホームページから電子申請による公述の申出ができます。※ ※公述申出書は、縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、都市計画課のホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）

日時	平成31年4月25日（木）午後7時開始
会場	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム (クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階) ※傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。 ※公聴会開催の有無は、4月2日（火）以降に都市計画課ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問い合わせください。